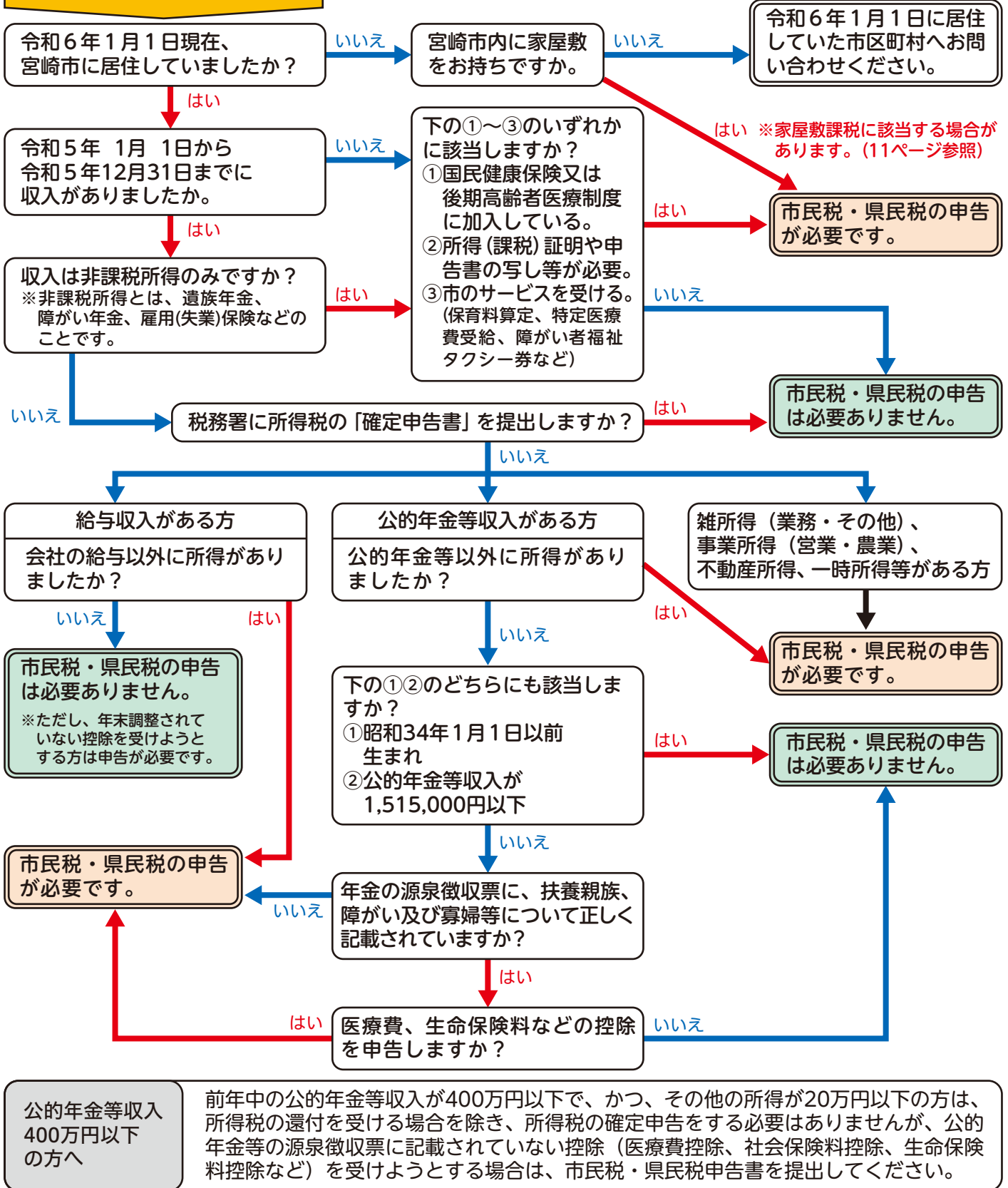


# 令和6年度 市民税・県民税申告の手引き<宮崎市>

手引きをご参照のうえ、申告の必要がある方は、申告期限までに申告書の提出をお願いいたします。

## 申告が必要か確認しましょう



公的年金等収入  
400万円以下  
の方へ

前年中の公的年金等収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告をする必要はありませんが、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。

【お問い合わせ先】 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 宮崎市役所 市民税課  
電話 (0985) 21-1748 FAX (0985) 38-9557

この手引きは、一般的な事項について説明してあります。ご不明な点はお問い合わせください。

# 申告書の書き方 令和6年度 市民税・県民税申告書

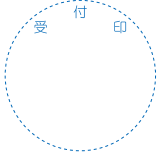
- ・申告書は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間について記入してください。
- ・申告書は、黒ボールペンで記入してください。
- ・住所、氏名、生年月日、電話番号を必ず記入してください。
- ・個人番号はマイナンバーのことです。
- ・該当する収入・所得、所得控除の項目を記入してください。

## ■申告書表面

### 令和6年度市民税・県民税申告書

宮崎市長宛 令和 年 月 日 提出 代筆者 氏名： (続柄： )

令和6年1月1日の住所	宮崎市橘通西1-1-1	電話番号	0985 - 21 - 1748
現住所	同上	職業	自営業
フリガナ	ミヤザキ タロウ	世帯主名	宮崎 太郎 <small>世帯主との続柄</small>
氏名	宮崎 太郎	個人番号	123456789012
生年月日	明・大(昭)平・令 27年 4月 16日生	宛名コード	



#### C 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬-1 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	10万円が総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額	
	350,000 円	50,000 円	100,000 円	
⑬-2 医療費控除の特例	対象商品の購入金額を記入してください。	特定一般用医薬品等購入費		
⑭ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
⑮ 社会保険料控除	国民健康保険	270,000 円	国民年金	158,000 円
	後期高齢者医療保険		( ) 円	
	介護保険	27,000 円	合計	455,000 円
⑯ 小規模企業共済等掛金控除				
⑰ 生命保険料控除	新生命保険料の支払額	旧生命保険料の支払額		
	8706 150,000 円	6506 100,000 円		
	新個人年金保険料の支払額	旧個人年金保険料の支払額		
	8806 100,000 円	6606 120,000 円		
	介護医療保険料の支払額			
	8906 120,000 円			
⑱ 地震保険料控除	地震保険料の支払額	旧長期損害保険料の支払額		
	50,000 円	6806 20,000 円		
⑲ 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)		
⑳ 障がいの程度	申告者本人が障がいの場合は、障がいの程度を記入してください。	身・精・療・他	級	
㉑ 控除対象配偶者等	氏名 宮崎 花子 生年月日 明・大(昭)平・令 27. 11. 27	障がいの程度 身・精・療・他	級	
	個人番号 987654321098			
同居・別居	合計 給与 円 年金 1,030,000 円 合計所得 7906 0 円			
㉒ 扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)	氏名 生年月日 同居・別居 続柄 障がいの程度			
	宮崎 二郎 明・大(昭)平・令 50. 8. 6 同・別 子 身・精・療・他 級			
	個人番号 234567890123			
	宮崎 はな 明・大(昭)平・令 2. 1. 9 同・別 母 身・精・療・他 2級			
	個人番号 345678901234			
	宮崎 三郎 明・大(昭)平・令 16. 8. 6 同・別 孫 身・精・療・他 級			
	個人番号 765432109876			
	個人番号			

A 収入金額等	事業等	ア	2,600,000 円
	農業	イ	
	不動産	ウ	960,000 円
	配当	オ	
	給与	カ	700,000 円
	公的年金等	キ	2,278,600 円
	雑業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
	長期	サ	
一時	シ		
B 所得金額等	事業等	0103 ①	1,040,000 円
	農業	0203 ②	
	不動産	0603 ③	670,000 円
	配当	0703 ④	
	給与	0883 ⑤	50,000 円
	公的年金等	⑦	1,178,600 円
	雑業務	5T03 ⑧	
	その他	1903 ⑨	
	⑦～⑨の合計	2003 ⑩	1,178,600 円
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	3503 ⑫	2,878,600 円

※ 源泉徴収票、控除証明書などの必要書類(コピー可)は、この申告書に貼りつけて提出してください。

3～5ページ参照

F 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法  
 給与から差引(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

※この欄は記入しないでください

障がい本人	配偶者	扶養人数	扶養障がい	発送区分
	控配 老配 老障 同障 同障 特定 同 老 他 扶 年少 同 特 普 次年 継続	1 2 3 4 6 7	7886 配 特 控 除 (国)	2103 総合長期譲渡経費差引後
普 特	1 2 3 4 6 7	2603 一時所得経費差引後	2303 総合長期譲渡経費差引後	
療 婦	ひ 父 配 死 別 他 配 専 他 専	万円		
1 4 6 1 2				

医療費控除	6206	配当割額	9138	免税所得	0303
医療費控除の特例		株 譲 割 額	9238	専給(本人)	1501
雑損控除	6106	非課税所得	5603	所得金額控除	1 申告不要区分
社保控除	6306	受付	入力	点検	
小規模控除	6406				
生保(国)	6786				
地震(国)	8586				

資・賦・扶・個

#### D 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	従事月数	続柄	専従者給与(控除)額
	明・大(昭)平・令	か月		円
個人番号				
	明・大(昭)平・令	か月		円
個人番号				
青色申告特別控除額		専従者給与(控除)額の合計額		円

#### E 寄附金に関する事項

都道府県：特例控除市区町村：対象	寄附先	9538	⑳	円
特例控除対象以外	寄附先	9638	㉑	円
宮崎県共同募金会、日本赤十字宮崎県支部	寄附先	9838	㉒	円
条例指定分	寄附先	9738	㉓	円



5～10ページ参照

## 収入・所得がなかった方

### 所得がなかった場合

表面「⑫」に0と記入してください。

■申告書表面

合 計	3503	⑫	円
-----	------	---	---

□申告書裏面

### J 非課税所得に関する事項

遺族年金・障がい年金・傷病手当金・その他（ ）	年間受給金額 (5603)
-------------------------	---------------

### 非課税所得のみの場合

- (1) 表面「⑫」に0と記入してください。
- (2) 裏面「J」の該当箇所を○で囲み、年間受給金額を記入してください。

## 収入・所得金額

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間について記入してください。)

### 給与所得

必要書類：給与所得の源泉徴収票

給与、賞与、賃金、パート収入など。

(1) 収入金額を申告書の「力」に記入してください。

収入金額 = 源泉徴収票の「支払金額」

(2) 給与所得を申告書の「⑥」に記入してください。

所得金額 = 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

※給与収入が複数ある場合は合算して、下記の速算表を用いて算出してください。

※源泉徴収票がない場合は、裏面「G 給与収入等記載欄」を記入してください。

※**手取り金額ではなく、社会保険料や所得税などが引かれる前の金額を記入してください。**

■申告書表面

給 与	1401	力	円
給 与	⑥		円

給 与 収 入 額 (円)	給 与 所 得 額 (円)		
～ 550,999円	0円		
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入額	-	550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円			1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円			1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円			1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円			1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	÷ 4,000 (小数点以下切捨) × 4,000	× 60%	+ 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	÷ 4,000 (小数点以下切捨) × 4,000	× 70%	- 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	÷ 4,000 (小数点以下切捨) × 4,000	× 80%	- 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円		× 90%	- 1,100,000円
※8,500,000円 ～			- 1,950,000円

※給与収入が850万円を超え、本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障がい者、もしくは23歳未満の扶養親族がいる場合は以下のとおり計算し、申告書裏面「O 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

8,500,000円 ～ 9,999,999円	× 90%	- 1,100,000円
10,000,000円 ～		- 2,100,000円

⚠ 給与所得と公的年金等所得の両方がある人は、以下のとおり計算してください。

給与と公的年金等の所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得（※それぞれ10万円を超える場合は10万円とする）の合計から10万円を控除した額を、給与所得から控除します。

(計算例①) 63歳

年金収入 680,000円 → (4 ページ計算表) → 年金所得 80,000円  
 給与収入 900,000円 → (上記計算表) → 給与所得350,000円 > 10万円  
 合計430,000円



年金所得 給与所得※  
 (80,000円 + 100,000円) - 100,000円 = 80,000円を給与所得から控除します。

最終的に申告書に記入する金額は、**公的年金等所得80,000円 給与所得270,000円**

(計算例②) 71歳

年金収入1,300,000円 → (4 ページ計算表) → 年金所得200,000円 > 10万円  
 給与収入 800,000円 → (上記計算表) → 給与所得250,000円 > 10万円  
 合計450,000円



年金所得※ 給与所得※  
 (100,000円 + 100,000円) - 100,000円 = 100,000円を給与所得から控除します。

最終的に申告書に記入する金額は、**公的年金等所得200,000円 給与所得150,000円**

★計算例①②いずれも公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下とした場合で計算しています。

### 雑所得(公的年金等)

必要書類：公的年金等の源泉徴収票

国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など。

- (1) 公的年金等収入金額を表面「キ」に記入してください。※収入金額＝源泉徴収票の支払額  
※複数の年金がある場合はすべて合算してください。  
※遺族年金、障がい年金は非課税所得ですので、合算せず裏面「J」に記入してください。
- (2) 「キ」の金額から下記の速算表を用いて所得を計算し、表面「⑦」に記入してください。

年齢	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得	
65歳未満 昭和34年1月2日 以後に生まれた人	1円～	1,300,000円	－	600,000円
	1,300,001円～	4,100,000円	×75%	－ 275,000円
	4,100,001円～	7,700,000円	×85%	－ 685,000円
	7,700,001円～	10,000,000円	×95%	－ 1,455,000円
65歳以上 昭和34年1月1日 以前に生まれた人	1円～	3,300,000円	－	1,100,000円
	3,300,001円～	4,100,000円	×75%	－ 275,000円
	4,100,001円～	7,700,000円	×85%	－ 685,000円
	7,700,001円～	10,000,000円	×95%	－ 1,455,000円
	10,000,001円～		－	1,955,000円

上記は公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合を記載しています。合計所得金額が1,000万円を超える場合は、宮崎市ホームページをご覧ください。

### 雑所得(業務)

必要書類：収入金額等の分かる明細書

原稿料、講演料、印税又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得。

■申告書表面

雑	公的年金等	1801	キ	円
	業 務		ク	円
	そ の 他		ケ	円

### 雑所得(その他)

必要書類：収入金額等の分かる明細書

個人年金、互助年金、簡保の定期年金(必要経費は掛金の一部)など、上記以外のものによる所得。

- (1) それぞれの収入金額などを裏面「I 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」及び表面「ク」「ケ」に記入してください。
- (2) それぞれの収入金額から必要経費を引いて差引金額を算出し、表面「⑧」「⑨」に記入してください。
- (3) ⑦公的年金等、⑧業務、⑨その他雑の所得の合計を「⑩」に記入してください。

雑	公的年金等	⑦	円	
	業 務	5T03	⑧	円
	その他	1903	⑨	円
	⑦～⑨の合計	2003	⑩	円

### 事業所得(営業・農業)・不動産所得

必要書類：収支内訳書

**営業等**… 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業など、いわゆる営業のほか、医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工などの職業や漁業などの事業から生ずる所得。

**農 業**… 農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。

**不動産**… 地代、家賃などの所得。

- (1) 収支内訳書を作成してください。※収支内訳書、記入例はホームページに掲載しています。
- (2) 作成した収支内訳書をもとに営業等・農業・不動産について、裏面「H 事業所得・不動産所得に関する事項」に記入し、収入金額を表面の「ア」「イ」「ウ」に記入してください。
- (3) 営業等・農業・不動産それぞれの所得について、表面「①」「②」「③」に記入してください。  
※「所得金額」＝収入金額－必要経費

※事業専従者がいる場合は、表面「D 事業専従者に関する事項」に専従者の氏名、生年月日及び個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

■申告書表面

事	営 業 等	ア	円
	業 農 業	イ	円
	不 動 産	ウ	円

□申告書裏面

H 事業所得・不動産所得に関する事項 ※収入、経費の内訳については別途収支内訳書を記入のうえ、合わせて提出してください。

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所 得
		円	円	円

事	営業等	0103	①	円
	業 農 業	0203	②	円
	不 動 産	0603	③	円

## 利子所得

必要書類：収入金額等の分かる明細書等

公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託の配分金などの所得。（※ただし、源泉分離課税されたものは除く）表面「エ」及び「④」に記入してください。

## 配当所得

必要書類：収入金額等の分かる明細書等

株式配当、出資配当、余剰金の配分、証券投資信託の利益分配などの所得。表面「オ」及び「⑤」に記入してください。

※大口以外の上場株式の配当については特別徴収されるので申告は原則不要です。

## 総合譲渡所得・一時所得

必要書類：収入金額等の分かる明細書等

**総合譲渡所得** …土地・建物・株式等以外の資産（営業権・車両・機械器具等）の譲渡による所得。所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。特別控除が50万円まであります。裏面「M 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」、表面「コ」「サ」「⑩」に記入してください。

**一時所得** …生命保険の満期返戻金、立ち退き料などの一時的な所得。特別控除が50万円まであります。裏面「M 総合譲渡所得・一時所得に関する事項」、表面「シ」「⑪」に記入してください。

## 所得控除(所得から差し引かれる額)

〔令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間について記入してください。〕

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。

## 医療費控除

必要書類：医療費控除に関する明細書

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和5年中に支払った医療費等がある場合に、以下の計算式によって計算した額の控除が受けられます。（上限額200万円）

$$\text{【控除額】} = (\text{支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - \left[ \begin{array}{l} 10\text{万円 又は 総所得金額等} \times 5\% \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$$

### ■申告書表面

⑬-1	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	10万円が総所得金額等×5%のいずれか少ない方の金額
医療費控除	円	円	円

※申告する場合は、「医療費控除に関する明細書」の提出が必要です。

明細書は、各自で作成していただく必要があります。同封の用紙(ウラ面)をお使いいただくか、ご自身で別途作成されても構いません。医療保険者からの通知を明細書として提出することもできます。

領収書のみの提示又は添付による申告は受け付けできません。必ず明細書を作成し提出してください。

※総所得金額等とは、分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（分離課税の退職所得を除く）の特別控除前の金額の合計額を加算した金額になります。

### ■医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として令和5年中に一定の取組（健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等）を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために特定の医薬品を購入した場合、以下の計算式によって計算した額の控除が受けられます。（上限額8万8千円）

$$\text{【控除額】} = (\text{特定一般用医薬品等購入費} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - 1\text{万}2\text{千円}$$

通常の医療費控除申告と同様に、「医療費控除に関する明細書」の提出が必要です。

### ■申告書表面

⑬-2	対象商品の購入金額を記入してください。	特定一般用医薬品等購入費	円
医療費控除の特例			

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制との併用はできません。

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。

## 雑損控除

必要書類：災害を受けた資産の明細書、り災証明書又は被害の状況の判る写真等、修繕費等の領収明細、受領した保険金額の分かる書類

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族で令和5年中の総所得金額等が48万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などの損害を受けた場合や、あなたが災害に関連してやむを得ない支出をした場合に、以下の計算式によって計算した額の控除が受けられます。

【控除額】(1)又は(2)のいずれか多い方の金額が控除額となります。

(1) 差引損失額－総所得金額等×10%

(2) 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※差引損失額＝「損害金額」－「保険金等補てん金額」

### ■申告書表面

⑭雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円

## 社会保険料控除

必要書類：領収書、納付済額連絡票等、支払額を証明できるもの

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税や、後期高齢者医療制度、国民年金、厚生年金、介護保険、健康保険、農業者年金などの保険料を、あなたが令和5年中に支払った場合、控除が受けられます。

※(注意)配偶者等の国民健康保険税などのうち、年金から特別特徴されている分については控除の対象外となります。

【控除額：支払った額】

### ■申告書表面

⑮社会保険料控除	国民健康保険	円	国民年金	円
	後期高齢者医療保険	円	( )	円
	介護保険	円	合計	円

## 小規模企業共済等掛金控除

必要書類：支払額を証明する書類

小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く）、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金又は心身障がい者扶養共済の掛金をあなたが令和5年中に支払った場合に控除が受けられます。

【控除額：支払った額】

### ■申告書表面

⑯小規模企業共済等掛金控除	円
---------------	---

## 生命保険料控除

必要書類：保険の種類、契約者、受取人、支払額を証明する書類

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とした生命保険料（配当金や割戻金がある場合は差し引いた金額）を、あなたが令和5年中に支払った場合に控除が受けられます。

【控除額：下記計算表のとおり】

旧契約(平成23年12月31日までの契約)		新契約(平成24年1月1日以後の契約)	
支払保険料の金額	控除額	支払保険料の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+ 17,500円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+ 14,000円
70,001円以上	35,000円(限度額)	56,001円以上	28,000円(限度額)

※新契約と旧契約の両方の控除を適用する場合は、各保険ごとの控除額の合計額を適用（限度額は28,000円）

なお、旧契約だけで控除額が28,000円を超える場合は35,000円まで適用可

※生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払がそれぞれある場合は各々の控除額の合計額を適用（限度額は70,000円）

### ■申告書表面

※申告書には支払額を記入してください。

⑰生命保険料控除	新生命保険料の支払額	円	旧生命保険料の支払額	円
	8706		6506	
	新個人年金保険料の支払額	円	旧個人年金保険料の支払額	円
	8806		6606	
	介護医療保険料の支払額	円		
	8906			

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。

## 地震保険料控除

必要書類：保険の種類、契約者、受取人、支払額を証明する書類

損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料又は掛金をあなたが令和5年中に支払った場合に控除が受けられます。(上限額は25,000円)

【控除額：右記計算表のとおり】

※平成18年末までに契約した長期損害保険料(保険又は共済期間が10年以上で満期返戻金があるもの)については、旧長期損害保険料として従来通り控除の対象となります。

※申告書には支払額を記入してください。 ■申告書表面

区分	支払保険料	控除額
地震保険料	支払った保険料の1/2 (控除限度額 25,000円)	
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額全額
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
	15,001円以上	10,000円

⑩地震保険料控除	地震保険料の支払額	円	旧長期損害保険料の支払額	円
		6806		

## 寡婦(ひとり親)控除

あなたが令和5年12月31日現在、次のいずれかに該当し、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の場合に控除が受けられます。

【控除額 寡婦：26万円 ひとり親：30万円】

**寡婦** 「ひとり親」に該当しない方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方。

- 夫と離婚した後再婚していない方で、令和5年中の合計所得金額等が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方。
- 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方。

**ひとり親**

ひとり親(死別(生死不明)、離婚した後再婚していない方、未婚)で、令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方。

■申告書表面

⑨寡婦、ひとり親、 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除
---------------------	--	---------------------------------

## 勤労学生控除

必要書類：学生証

あなたが令和5年12月31日現在、控除の対象となる学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、令和5年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、うち自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合に控除が受けられます。

【控除額：26万円】

■申告書表面

<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
--

## 障がい者控除

必要書類：障がい者手帳・療育手帳など障がいの程度が分かるもの

令和5年12月31日現在で本人、同一生計配偶者※、扶養親族が障がい者である場合に控除が受けられます。

【控除額 障がい者：26万円 特別障がい者：30万円 同居の特別障がい者：53万円】

**障がい者**：障がい者のうち、特別障がいに該当しない方。

**特別障がい者**：身体障がい者手帳1・2級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など。

**同居の特別障がい者**：同一生計配偶者及び扶養親族のうち、特別障がい者で、かつ本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の扶養親族のいずれかと同居している方。

■申告書表面

※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下である配偶者のこと。

⑩障がいの程度		申告者本人が障がい者の場合は、障がいの程度を記入してください。		身・精・療・他		級
①控除対象配偶者等	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	②障がいの程度	身・精・療・他	級
同居・別居	合計収入	給与	円	年金	円	合計所得 7906 円
②扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)						
	氏名	生年月日	同居・別居	続柄	障がいの程度	
		明・大・昭 平・令	同・別		身・精・療・他 級	
	個人番号					

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。

## 控除対象配偶者等

あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合、控除が受けられます。

【控除額：下記表のとおり】

配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除者	48万円以下		33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	老人配偶者控除		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円	
	95万円超 100万円以下					
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円		
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円		
	133万円超		控除適用なし			

- 「老人控除対象配偶者」・・・S29. 1. 1以前生まれの方
- いわゆる内縁関係の配偶者や事業専従者となっている配偶者は該当しません。
- 配偶者特別控除は、あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に控除が受けられます。
- 配偶者が障がい者で、あなたの合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除は適用されませんが、障がい者控除は適用されます。

### ■申告書表面

① 控除対象 配偶者等	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	②障がいの程度	身・精・療・他	級
同居・別居	個人番号	円 年金	円 合計所得	7906		円
	合計給与収入					

## 扶養控除

あなたと生計を一にする親族で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合には控除が受けられます。

【控除額：下記表のとおり】 ※配偶者、事業専従者や他の所得者の扶養親族とされている方は該当しません。

区分	適用条件	控除額	
(所得48万円以下) 扶養	一般	S29. 1. 2～H13. 1. 1生まれの人(≒23～69歳)、H17. 1. 2～H20. 1. 1生まれの人(≒16～18歳)	33万円
	特定	H13. 1. 2～H17. 1. 1生まれの人(≒19～22歳)	45万円
	老人	S29. 1. 1以前生まれの人(≒70歳以上)	38万円
	同居老親等	S29. 1. 1以前生まれの人(本人又は配偶者の直系尊属で同居)	45万円
	年少	H20. 1. 2以後生まれの人(≒0～15歳) ※非課税判定、障がい者、寡婦(ひとり親)控除では控除の対象	

### ■申告書表面

③扶養親族に関する事項(扶養親族と別居又は書ききれない場合は裏面K欄に記入してください。)				
氏名	生年月日	同居・別居	続柄	障がいの程度
	明・大・昭 平・令	同・別		身・精 療・他
個人番号				級

## 基礎控除

【控除額：下記表のとおり】 適用条件に当てはまる場合は控除が適用されます。

区分	適用条件	控除額
基礎	合計所得金額2,400万円以下	43万円
	合計所得金額2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	合計所得金額2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	合計所得金額2,500万円超	適用なし

※申告書には記入不要です。

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。



## 専従者控除

事業専従者は、あなたと生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、1年のうち6か月を超えてあなたの経営する事業にもっぱら従事した方に限られます。

事業専従者とした方は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象とする事はできません。

【控除額：下記のとおり】

控除額は①又は②のいずれか少ない額となります。

①事業所得÷(事業専従者数+1)

②配偶者…86万円

その他の親族…50万円

※専従者控除額は、あなたの所得以下でなければいけません。

■申告書表面

### D 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	従事月数	続柄	専従者給与(控除)額 円
	明・大・昭 平・令 . .			
個人番号		か月		
	明・大・昭 平・令 . .			
個人番号		か月		
青色申告特別控除額		円	専従者給与(控除)額の合計額	円

## 税額控除(算出した税額から差し引かれる額)

### 調整控除

※課税計算時に自動的に計算します。

所得税と市民税・県民税の人的控除額(扶養控除や基礎控除など)の差による負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から、次の額を減額します。ただし、合計所得金額2,500万円超の方は適用外。

【算出方法】

市民税・県民税課税所得金額 200万円以下	A…人的控除額の差額の合計額 B…市民税・県民税の課税所得金額 } A、Bいずれか小さい額の5%
市民税・県民税課税所得金額 200万円超	{(人的控除額の差額の合計額) - (市民税・県民税課税所得金額 - 200万円)} × 5% ※最低控除額：2,500円

【人的控除額の差】

区 分	差	区 分	差	納税義務者の合計所得金額							
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下					
障がい者	基 礎	本人控除	寡 婦	配偶者控除	一 般	5万円	4万円	2万円			
	普 通		ひとり親(母)								
	特 別		ひとり親(父)		老 人				10万円	6万円	3万円
	同居特障		勤労学生								
扶 養	一 般	扶 養	老 人	配偶者特別控除	48万円超 50万円以下	5万円	4万円	2万円			
	特 定		同居老親等						50万円超 55万円以下	3万円	2万円

## 住宅借入金等特別税額控除

※確定申告又は年末調整にて申告してください。

住宅借入金等特別税額控除は、所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で市民税・県民税から控除するものです。

市民税・県民税における控除額は、次の表の①と②のいずれか少ない額です。

	入居した年月		
	平成25年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで(注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで(注2)
①	所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額		
②	(所得税の)(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額) × 5%【最高 97,500円】	(所得税の)(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額) × 7%【最高 136,500円】	(所得税の)(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額) × 5%【最高 97,500円】

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成25年1月から平成26年3月までに入居した方と同じとなります。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(注1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じとなります。

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。

## 配当控除

※分離課税を選択し申告した場合は、配当控除は受けられません。

種 類	課税総所得金額		1,000万円を超える部分	
	1,000万円以下の部分	1,000万円を超える部分	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の分配	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（下欄の場合を除く）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 寄附金税額控除

必要書類：寄附金の受領証や寄附金控除に関する証明書

申告書表面⑳～㉗に寄附した総額を記入してください。 ■申告書表面

### E 寄附金に関する事項

都道府県：特例控除対象	寄附先	9538	㉔	円
市区町村：特例控除対象以外	寄附先	9638	㉕	円
宮崎県共同募金会、日本赤十字社宮崎県支部	寄附先	9838	㉖	円
条 例 指定分	宮崎県 寄附先	9738	㉗	円
	宮崎市 寄附先			円

特例控除対象……………都道府県、市区町村のうち、総務大臣が指定した団体（ふるさと納税）  
 特例控除対象以外……上記のうち、総務大臣の指定を受けていない団体  
 条例指定分 宮崎県…宮崎県が条例により指定した団体（宮崎県ホームページ参照）  
                   独立行政法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、認定特定非営利活動法人等  
                   宮崎市…宮崎市が条例により指定した団体  
                   宮崎県が条例により指定した団体のうち、宮崎市に事業所を有する法人等  
 ※各自治体の指定状況については総務省のホームページをご確認ください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用される方へ

- この制度は、都道府県や市区町村への寄附をした場合の税務申告手続きを簡素化する制度です。
- ワンストップ特例制度を申請された場合でも、確定申告や市民税・県民税申告をしたり、5箇所を超える地方自治体に寄附した場合には、その申請は無効となります。
- 確定申告や市民税・県民税申告をする際には、寄附金を併せて申告しなければ寄附金税額控除を受けられません。  
市民税・県民税申告書を提出する場合は申告書表面「E 寄附金に関する事項」を必ず記入してください。  
(※確定申告書を税務署へ提出する場合は確定申告書の第二表下部「住民税・事業税に関する事項」を記入してください。)

## 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

必要書類：配当金計算書の写し  
 特定口座年間取引報告書の写し 等

令和5年中に住民税が5%の税率で特別徴収された特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額について、  
 ①所得税の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、  
 ②所得税の確定申告をして所得税の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。  
 所得税の確定申告をした場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。  
 ※令和5年度分（令和4年分）までの住民税の申告においては、所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分（令和5年分）以後は所得税と同一の課税方式が適用されます。

□申告書裏面

### N 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄を記入してください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円
---------	---	--------------	---

(注意) 必要書類の記載がある項目について、申告の際に提示又は添付がない場合は控除が受けられません。

## 市民税・県民税の概要について

■ 市民税・県民税を算定する計算式は以下のとおりです。

$$\text{市民税・県民税} = \text{均等割}^{\ast} + (\text{所得割} - \text{税額控除})$$

均等割	市民税：3,000円 県民税：1,500円（宮崎県森林環境税 500円を含む） ※令和6年度以降は国税の森林環境税1,000円が市民税・県民税の均等割と併せて賦課徴収されます。
所得割	(総所得金額－所得控除合計額) × 10% (うち市民税：6% 県民税：4%)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づく均等割の税率引き上げ措置（市民税500円・県民税500円）は、令和5年度分で終了しました。

■ 市民税・県民税が課税されない方

以下に該当する場合は、非課税もしくは所得割が課税されません。

◎非課税の人（均等割も所得割も課税されない方）	
賦課期日（1月1日）現在で、	
○生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 （生活扶助以外の扶助〈教育扶助、住宅扶助、医療扶助等〉は対象外）	
○障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が1,350,000円以下の人 →給与収入のみの場合は2,043,999円以下 未成年者（H18.1.3以後の生まれ）	
○前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人 315,000円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族※) + 289,000円 (本人だけの場合は415,000円 → 給与収入のみの場合は965,000円以下) ※0～15歳の扶養親族を含みます。	
◎所得割が課税されない人	
○前年中の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人 350,000円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族※) + 420,000円 (本人だけの場合は450,000円 → 給与収入のみの場合は1,000,000円以下)	
○所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人 ※0～15歳の扶養親族を含みます。	

■ 家屋敷課税について

賦課期日（毎年1月1日）現在、宮崎市外に居住している人で、宮崎市内に家屋敷、事業所又は事務所がある場合に課税されます。

これは宮崎市内にこれら家屋敷等を持つことにより受ける行政サービス（防災、清掃、道路の整備等）に対して一定の負担（市民税・県民税の均等割4,500円）をしていただくものです。

課税の対象になる方は宮崎市での申告が必要になります。

- ・対象にならない家屋敷の例：他人に貸し付ける目的で所有している住宅、住むことが不可能な住宅（電気ガス水道などを停止しているだけでは該当しません）、下宿（出入り口、台所、トイレなどが共有）や間借りなど独立性のない住宅
- ・対象にならない事業所等の例：単なる資材置き場、倉庫、車庫など。短期間（2、3か月程度）の一時的な業務用に設けられた仮事務所など

申告書裏面

L 住所が市外にあり、宮崎市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する方

区分	1 事務所・事業所 2 家屋敷 (該当する番号に○をしてください)	所在地	宮崎市
----	--------------------------------------	-----	-----

■ 分離課税の所得と所得割の税率

分離課税の所得…土地建物の譲渡、申告分離課税を選択した上場株式等の配当、株式の譲渡、先物取引による所得。

※申告の際には「分離課税等用申告書」が必要です。「分離課税等用申告書」は、宮崎市ホームページよりダウンロードできます。

所得割の税率…給与所得や事業所得（総合課税所得）とは別の計算（分離課税）を行います。その保有期間等によって、課税計算の方法が異なります。個別にご相談ください。

## 申告書の提出方法

各種必要書類は3～10ページをご覧ください。

感染症拡大防止のため、できる限り郵送での提出をお願いします。

ご提出の方法は以下の通りです。申告会場開設期間中（令和6年2月1日～3月15日）は、市民税課・各総合支所等の通常の窓口では申告受付を行いませんのでご注意ください。

### ■郵送での提出方法（同封の返信用封筒で市民税課へ郵送してください）

提出期限：令和6年3月15日（金）まで

必要書類：①市民税・県民税申告書（記入漏れがないかご確認ください。）

②納税義務者の本人確認書類（※）の写し

③所得、所得控除を証明する書類の写し（該当のある方のみ）

同封のピンク色の用紙（オモテ面）に貼付して提出ください。

④収支内訳書（営業・農業・不動産所得のある方のみ）

パソコン、タブレット、スマートフォンで申告書の作成・提出ができます。  
▼市ホームページ内申告書作成コーナー



### ■申告に関するご相談がある方は、下記の期間に会場へお越しください。

受付期間：下記一覧のとおり

【受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時（土・日、祝日、休館日を除く）】

必要書類：①市民税・県民税申告書

②納税義務者の本人確認書類（※）

③所得、所得控除を証明する書類（該当のある方のみ）

④収支内訳書（営業・農業・不動産所得のある方のみ）

収入、各種経費等をまとめた帳簿等をお持ちいただいても構いません。

⑤代理の方の場合は上記と併せて、来場者の本人確認書類（※）が必要です。

会 場		期 間	会 場		期 間
青 島	内海やっこ荘	2月1日（木）・2日（金） ※2日は午前9時～正午のみの受付	佐 土 原	那珂地区公民館	2月7日（水）・8日（木）
	青島地域総合センター （2階地域センター会議室）	2月6日（火）・7日（水）		佐土原地区交流センター	2月14日（水）～16日（金）
北 木 花	西部地区 農村環境改善センター	2月1日（木）・2日（金）		佐土原総合文化センター	2月28日（水）～3月8日（金） ※3月5日は休館日
赤 江	木花公民館	2月5日（月）～7日（水）	田 野	二ツ山集落センター	2月27日（火）
住 吉	赤江公民館	2月9日（金）～16日（金）		田野西地区公民館	2月21日（水）
	本郷公民館	2月20日（火）～22日（木）		田野公民館（文化会館）	3月5日（火）～8日（金）
生 目	住吉公民館	2月19日（月）～22日（木）	高 岡	高岡交流プラザ	2月1日（木）～5日（月）
	生目地区交流センター	2月9日（金）～15日（木）		花見構造改善センター	2月6日（火）
市 内 全 域	中央公民館 （3階大研修室）	3月1日（金）～15日（金）		小山田自治公民館	2月1日（木）・2日（金）
	市民文化ホール （2階会議室）	3月4日（月）～12日（火）	高岡地区 農村環境改善センター	2月27日（火）～3月1日（金）	
			清武総合支所 （1階大会議室）	2月8日（木）～20日（火）	
			清武	下加納自治公民館	3月12日（火）・13日（水）

（注意）市民税・県民税の申告会場では、**確定申告の受付はできませんのでご注意ください。**

所得税の確定申告・還付申告会場は、**イオンモール宮崎（2階イオンホール）**です。

※本人確認書類

【1点で確認可能なもの】マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障がい者手帳、在留カード又は特別永住者証明書 など  
【2点で確認可能なもの】下記（ア）から2点、もしくは（ア）、（イ）から1点ずつ  
（ア）国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、生活保護受給者証・受給証明書 など  
（イ）学生証（写真付き）、法人が発行した身分証明書（社員証）、自立支援医療受給者証 など